別　添

第２次広島市環境基本計画（素案）（第３回広島市環境審議会提出分）からの主な変更点について

※　ページ番号は修正後の素案のもの。　（委員）：委員意見等　（庁内）：庁内意見等

１　本市の環境を取り巻く様々な課題について

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P15 第１章 ⇒第７節 ⇒９　温室効果ガス排出量等の増加	○　エネルギー使用量の推移を示すことが必要ではないか。（委員）	P15「９　温室効果ガス排出量等の増加」で、図１４として、「本市におけるエネルギー使用量（原油換算）の推移」のグラフを追加するとともに、本文に、この追加に伴う記述を追加する。

２　基本目標について

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P21 第２章 ⇒第３節　基本目標	○　広島市の特色や広島らしさについての記載が必要ではないか。（委員）	P21「第３節　基本目標」で、四つの基本目標について、本市の特性等に関する記述を追加する。 また、頭書に、四つの環境についての基本目標を設定する趣旨に関する記述を追加する。

３　総合的・横断的視点等について

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P23 第３章 ⇒第１節　総合的・横断的視点	○　総合的・横断的視点は、素案に記載がある五つの視点以外にも考えられるのではないか。（委員）	P25の総合的・横断的視点のなお書きに、「諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点は、これら五つの視点に限定されるものではない」旨の記述を追加する。
P23 第３章 ⇒第１節　総合的・横断的視点	○　耕作放棄地等への太陽光パネルの設置は農林業の振興等とはトレードオフの関係になる。総合的・横断的視点に、このような場合の施策の優先度や施策間の調整について書いてはどうか。（委員）	P23「第１節　総合的・横断的視点」で、頭書に、「ある環境問題を解決しようとして講じた措置が別の環境問題の解決の足を引っ張ってしまう方向に作用するような場合もあれば、ある環境問題の解決に向けた施策が同時に別の環境問題を解決する方向につながるような場合もあり得る」旨の記述を追加する。 また、P25のなお書きに、「一見すると相反する効果を生じさせる施策であっても、更に工夫し、調整し、新たな仕組みを作り出すこと等により、相乗効果を生じさせ、又は循環を創出する

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
		という、複眼的な視点が必要」である旨の記述を追加する。
P23 第３章 ⇒第１節　総合的・横断的視点	○　広島市の特色や広島らしさを強く打ち出すために、平和やエネルギー政策についての考え方を、もっと入れてもいいのではないか。（委員）	第２章「第３節　基本目標」のP21「２　自然と調和した快適な都市環境の創造」、P22「４　地球環境の保全への貢献」、第３章「第３節　総合的・横断的視点」のP24「５　広域的な連携協力等の視点」等で、平和についての記述を追加する。 エネルギーについては、P24「４　危機管理等の視点」で、我が国のエネルギーをめぐる環境について触れた上で、第４章第４節等の施策の方針のところで、エネルギーに関する記述を充実させる。
P23 第３章 ⇒第１節 ⇒２　社会状況の変化への対応の視点	○　公共交通を中心としたネットワークの構築という考え方が出ているが、ゾーニング（地区分け）で、中山間地と都市部とを分けたときに、中山間地の人が公共交通を使って都市部に出てくるという状況が醸成できるのかどうかということを危惧している。「利用者のニーズに即した」といった表現を入れてはどうか。（委員） ○　人口が減少すると、公共交通は経営の観点から便数や路線を減少させ、自動車依存型社会が加速する。人口密度が一定以上の所では公共交通を使い、その他の地域からは車で来てもらい、途中で公共交通に乗り換えてもらうといった有機的なシステムを作ることが将来必要なのではないか。（委員）	P23「２　社会状況の変化への対応の視点」で、「公共交通を中心とした交通ネットワークの構築」を「地域特性等に応じた、公共交通を中心としたネットワークの構築」に修正する。
P23 第３章 ⇒第１節 ⇒２　社会状況の変化への対応の視点	○　集約型都市構造の形成に係る主な施策である「生活サービス機能の立地誘導」について記載すべきである。（庁内）	P23「２　社会状況の変化への対応の視点」で、「集約型都市構造の形成等」の前に「生活サービス機能の立地誘導等による」という記述を追加する。

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P24 第３章 ⇒第１節 ⇒３　人材等の基盤確保の視点	○　「人材等の基盤確保の視点」は、「各種主体の協働の取組の強化」などとしてはどうか。（委員）	P24「３　人材等の基盤確保の視点」で、タイトルを「３　人材等の基盤確保及び協働の視点」に修正する。
P24 第３章 ⇒第１節 ⇒４　危機管理等の視点	○　P38第４章第３節の「３　有害化学物質対策の推進」については、「予防原則の視点」に立った書き方が必要である。（委員）	予防原則の視点は、環境における分野横断的な視点であることから、P24「４　危機管理等の視点」で、「予防的な取組方法の考え方に基づく」旨の記述を追加する。
P25 第３章 ⇒第２節　環境配慮指針	○　ゾーニング的な配慮をしたような区ごとの方向性があってもいいのではないか。（委員）	P25「第２節　環境配慮指針」で、条例に基づく環境配慮指針の地域区分の考え方等についての記述を追加する。

４　施策の方針について

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P26 第４章 ⇒第１節 ⇒１　健全な水循環の確保	○　緑の保全の所には、森林ボランティアや農業ボランティア等について書いてあるが、水循環について、そのようなものはないのか。（委員）	P27「⑶　水循環に係る他の地方公共団体等との連携協力」で、「民間団体等」を「河川の環境保全活動を行うボランティア団体等」に修正する。
P27 第４章 ⇒第１節 ⇒２　緑の保全	○　林業等に関連して、木質バイオマスエネルギーについての記載が必要ではないか。（庁内）	P27に、新たな項目「⑵　林業の振興」を追加し、木質バイオマスエネルギー等について記述する。
P28 第４章 ⇒第１節 ⇒２　緑の保全	○　「環境への負荷の少ない農業の推進」について、農業経営を考慮する視点がないと、農地の保全はなかなか進んでいかないと思うので、経済との関連ということを入れてはどうか。（委員）	P28「⑷　環境への負荷の少ない農業の推進」で、タイトルを「⑸　持続可能な農業の促進」に修正するとともに、本文に、「環境への負荷の低減、農業経営の安定化等の観点」、「付加価値を生ずる有機農法」、「輸送等に係るエネルギー消費が少なく、地域の農業の活性化につながる地産地消」等のキーワードを追加する。
P28 第４章　施策の方針 ⇒第１節　豊かな自然環境の保全 ⇒３　生物の多様性の確保	○　広島の特徴である河川において、昔は魚介類（しじみ、アユ、カニ）が獲れていたが、これらが獲れなくなったり、育たなくなったりしている。また、年々、かきも小さくなっている。こういったことをどう考えているのか。（委員）	P29に、新たな項目「⑵　水産資源の持続的な利用の促進」を追加するなど、水産業についての記述を追加する。

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P33 第４章 ⇒第２節 ⇒３　環境への負荷の少ない交通体系の整備	○　「充電施設の整備」とあるが、電気自動車は現時点では使い勝手が悪い。予算化を経て施策を実施するのだと思うが、必要性をよく考える必要がある。（委員） ○　充電設備については、国の予算にも入っており、国民の税負担が再分配されている。充電施設というと電気自動車だけのことになるが、新しいタイプの環境保全型の自動車の普及のためには、関連インフラの整備が重要である。（委員） ○　電気自動車は悪い物ではないので、是非推進していただきたい。（委員）	P33「⑶　環境への負荷の少ない自動車の普及促進」で、「次世代自動車その他環境への負荷の少ない自動車」についての記述を追加する。 また、「充電施設の整備」を、「このような自動車を利用するための環境整備を進めること」に修正する。
P34 第４章 ⇒第２節 ⇒４　まちづくりにおける環境の保全等についての配慮	○　計画の大綱化の観点から、「⑶　防災・減災のまちづくりの推進」には、防災訓練等の個別施策について記載するのではなく、基本的な方針について記載するべきなのではないか。（庁内）	P34「⑶　防災・減災のまちづくり」で、本文を、大綱的な内容に修正する。
P41 第４章 ⇒第４節 ⇒１　地球温暖化対策の推進	○　「エネルギー対策」をタイトルに頭出しするべきではないか。（庁内） ○　温暖化について、経済社会と温暖化対策又はエネルギー対策とを対立的に書いているが、環境と経済という二つの要素を一体として、新しい経済の在り方等について書く必要がある。（委員）	P41「１　地球温暖化対策の推進」で、タイトルを「１　地球温暖化・エネルギー対策の推進」に修正する。 また、本文を修正し、「環境と経済とが両立する、持続可能な社会経済システムへの変革を図っていくことが求められている」旨等を記載する。

５　主な指標について

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P30 自然環境に係る主な指標	○　「降雨による浸水被害件数」は、大雨の発生頻度によって変動するため、指標として適切でないのではないか。（委員、庁内）	指標「降雨による浸水被害件数」を、「雨水幹線の整備率」に変更する。
P30 自然環境に係る主な指標	○　「森林面積」だけではなく、持続可能な森林管理に関する現状把握を示すことはできないか。（委員）	健全な森林の育成・保全に係る指標「間伐面積」を追加する。

区　分	意見等（要旨）	左の意見等に係る主な変更点
P30 自然環境に係る主な指標	○　「水産資源の持続的な利用の促進」に係る指標が必要ではないか。(庁内)	本市における代表的な養殖漁業に関して、指標「かき（殻付き）養殖生産量」を追加する。
P35 都市環境に係る主な指標	○　防災についての指標がない。行政が直接的な数値を与えると、それに縛られるので、防災トレーニングの回数など、間接的な指標を設けてはどうか。（委員）	防災・減災のまちづくりの推進に係る指標「防災情報メール登録総件数」を追加する。
P44 地球環境に係る主な指標	○　酸性雨については、ｐＨだけではなく、乾性沈着、地面に落ちる酸性降下物の総量などの観点もある。こうした認識も含んだ方がよいのではないか。（委員）	分かりやすさの観点から、P44の酸性雨の防止に係る指標は「雨水の水素イオン濃度指数（ｐＨ）平均値」から変更しないが、P43「⑵　酸性雨の状況の調査」で、「湿性沈着物のイオン濃度等についての調査を行う」旨の記述を追加する。